

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。  
令和2年11月12日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町大字豊里756-11	内共第1号
北安中部漁業協同組合	大町市大町2763	内共第4号
諏訪湖漁業協同組合	諏訪市洪崎 1792-374	内共第5号
波田漁業協同組合	松本市波田 10098	内共第4号
北信漁業協同組合	上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2	内共第2号、内共第18号

2 変更の内容

- (1) 南佐久南部漁業協同組合  
第7条第1項(2)の表中

「

小学生以下の者	無料
中学生	500円

」を「

中学生以下	無料
-------	----

」に改め、

同条第2項(1)中「南佐久郡小海町大字小海 3981-1」を「南佐久郡小海町大字豊里 756-11」に改める。

- (2) 北安中部漁業協同組合

第7条第1項(2)の表中

小学生以下の者	無料
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

を

「

中学生以下及び身体障害者	無料
--------------	----

」に改める。

- (3) 諏訪湖漁業協同組合

第3条第1項の表中

こい、ふな、なまず
-----------

を

こい、ふな
-------

に、

「

おいかわ、うぐい、むろ
-------------

」を「

おいかわ、うぐい、むろ、なまず
-----------------

」に、

「

投網、小四ツ手網、大四ツ手網、竿釣
-------------------

」を「

投網、小四ツ手網、竿釣
-------------

」に、

「

- 1 投網、小四ツ手網 網目こま 13 ミメートル以上。ただし、わかさぎを対象とするものにあつては、網目こま 5.5 ミメートル以上とし、その統数は、それぞれ 1 人 1 統とする。
- 2 大四ツ手網 網目こま 13 ミメートル以上、方 3.0 メートル以上とし、その統数は、1 人 1 統とする。
- 3 竿釣、手釣 諏訪湖及び流入出河川においては 1 人 2 本以内とする。
- 4 うけ 1 人 50 統以内とする。
- 5 とめ針 1 人 100 統以内とする。
- 6 直針 1 人 1 統とする。

」

「

- 1 投網、小四ツ手網 網目こま 13 ミメートル以上。ただし、わかさぎを対象とするものにあつては、網目こま 5.5 ミメートル以上とし、その統数は、それぞれ 1 人 1 統とする。
- 2 竿釣、手釣 諏訪湖及び流入出河川においては 1 人 2 本以内とする。
- 3 うけ 1 人 50 統以内とする。
- 4 とめ針 1 人 100 統以内とする。
- 5 直針 1 人 1 統とする。

」

を

に改める。

(4) 波田漁業協同組合

第 7 条第 1 項(1)の表中

1,050円
4,200円

を

1,100円
4,400円

に改める。

(5) 北信漁業協同組合

ア 内共第 2 号

第 7 条第 1 項(1)の表中

1,200円
6,500円
1,000円
5,000円

を

1,400円
7,800円
1,200円
6,000円

に改める。

イ 内共第 18 号

第 6 条第 1 項(1)の表中

1,000円
5,000円

を

1,200円
6,000円

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行期日

- (1) 2の(1)、(3)及び(4) 令和3年1月1日
- (2) 2の(2) 令和3年2月16日
- (3) 2の(5) 令和3年3月1日